

台湾向けに輸出される食品等に関する産地証明書発行要領

(目的)

第1条 本要領は、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）」別表2の別紙ZZ-S1「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱第4」に基づき、茨城県が発行する台湾向け食品等の産地証明書の発行手続きについて定めるものとする。

(発行対象)

第2条 本要領に基づく産地証明書の発行対象は、茨城県において生産又は収穫され、若しくは最終的に加工され、台湾に輸出される次号に掲げる食品（アルコール飲料を除く。）とする。

- (1) 茨城県が原産地の農産物（以下「農産物」という。）
- (2) 茨城県で水揚げ、又は最終的に加工された水産物（以下「水産物」という。）
- (3) 茨城県において最終的に加工された食品（以下「加工食品」という。）

2 前項の規定にかかわらず、輸出の際、茨城県において生産又は収穫され、若しくは最終的に加工されたことが確認できる植物検疫証明書、動物検疫証明書、自由販売証明書又は衛生証明書が発行される食品等については、特段の事情がない限り、産地証明書は発行しない。

(申請要件)

第3条 産地証明書の発行を申請することができる者は、前条第1項に掲げる食品を輸出しようとする者（以下「申請者」という。）とする。

なお、代理人が産地証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した委任状（様式3）を提出しなければならない。

(申請先等)

第4条 産地証明書の発行を申請しようとする者は、次表の品目別に定める申請先あて、次条に掲げる書類等を電子メール又は郵送にて提出すること。

なお、様式4（別添含む。）は、電子メールでも提出すること。

品目	申請先（証明書発行機関）	メールアドレス
農産物	営業戦略部農産物輸出促進チーム	nouyu@pref.ibaraki.lg.jp
水産物	農林水産部漁政課	gyo-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp
加工食品 （水産物を除く。）	営業戦略部グローバルビジネス支援チーム	global_1@pref.ibaraki.lg.jp

(申請手続き)

第5条 農産物及び加工食品（水産物を除く。）に係る産地証明書の申請者は、次に掲げる書類等を前条に定める申請先あて提出しなければならない。

なお、郵送での産地証明書の交付を希望する場合、送付に要する経費は、産地証明書の発行を申請

する者が負担すること。

- (1) 台湾向け食品等の輸出に関する産地証明申請書（様式1）
- (2) 必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（英語表記により必要事項を記載したもの）（様式4）

ただし、品目数が複数の場合は、様式4の（description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight）の欄に、See Annexと記載し、（様式4）別添に必要事項を記入したものを添付すること。

- (3) その他台湾への輸出申請書記載事項を確認することができる別表に掲げる確認書類等
- (4) 確認書（様式5）。ただし、申請者が生産者又は製造者の場合は不要とする。

2 水産物に係る産地証明書の申請者は、前項第1号から第3号及び次に掲げる書類を前条に定める申請先あて提出しなければならない。

なお、郵送での産地証明書の交付を希望する場合、送付に要する経費は、産地証明書の発行を申請する者が負担すること。

- (1) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類
- (2) 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し

（審査）

第6条 県は、別表の確認項目の欄に定める各内容が様式4に適切に記載されているか、申請者が提出した書類に基づき審査する。

2 申請者又は当該申請に係る食品の取引に関与した者が、申請を行う日前3年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書等の偽造その他の証明書に関する不正を行っていると思われる場合には産地証明書は発行しない。

（産地証明書の交付）

第7条 県は、前条の審査の結果、適正と認められる場合は、様式4に必要事項を記入し、署名及び押印した産地証明書を交付する。

（現地確認及びその他必要な調査の実施）

第8条 県は、産地証明書の発行のために必要があると認める場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、産地証明書の発行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年2月21日から施行する。

(別表)

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できれば良い)
輸出貨物等	<ul style="list-style-type: none">・インボイスの番号・商品名、数量、重量及び包装形態・出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名・輸出業者の名称及び所在地・輸入業者の名称及び所在地・具体的な商品	<ul style="list-style-type: none">・B/L (船荷証券) 若しくはAWB (航空運送状) 又はインボイス (送り状)・パッキングリスト・積戻し許可通知書・輸入許可通知書・商品ラベルのコピーや商品の写真
産地	生産・加工施設の名称・所在地	<ul style="list-style-type: none">・商品ラベルのコピーや写真・販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示、製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面^(注1)、納品書等^(注2)並びに営業許可証等・取引先又は申請者本人による確認書 (別記様式5)^(注3)

注1：製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面が入手できない場合においては、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注2：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。

注3：申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。